

災害見舞金請求について

この度は、不幸にして罹災されましたこと衷心よりお見舞い申し上げます。

災害見舞金申請書と必要書類を整え、災害発生後6か月以内にご提出ください。

一日も早い復興をお祈りいたしております。

◎ ご提出頂く書類

- 1) 災害見舞金申請書
- 2) 罹災証明書(市町長又は消防署長・警察署長)
- 3) 状況写真(家屋全体及び損害状況がよくわかるものを数枚)
- 4) 修理の請求・領収書等のコピー
- 5) 家屋平面図(損害部分を朱書したもの)
- 6) 状況判断ができる資料(新聞記事等)

※申請をされる前に必ずお読み下さい。

◆ 対象となる家屋及び家財の範囲

◎「住居」又は「家財」とは現に教弘保険加入者会員が日常生活を営んでいる住居または家財をいいます。住居について、物置・納屋・車庫・塀等は含まれません。家財については、山林・田畑・宅地・貸家等 の不動産・現金・有価証券等は含まれません。

◆ 給付の額

◎教弘保険加入者会員が災害によりその住居又は家財に損害を受けた時、災害の程度に応じ別表に定める金額を給付します。但し、盗難による家財の損害は給付の対象になりません。

◎教弘保険加入数2口以下の教弘保険加入者会員の場合は、それぞれの額の2分の1とします。

◎浸水により家屋が損害を受けて、その程度の認定が困難な場合は、浸水の程度に応じて定める金額を支給します。

被害の程度については、表1、2で判定いたします。

表 1

損 害 の 程 度	支 給 額	
	教弘保険加入5年以上教	教弘保険加入5年未満
1 住居および家財の全部が焼失または滅失したとき	100,000円	80,000円
2 住居および家財に前記と同程度の損害を受けたとき		
1 住居および家財の1/2以上が焼失または滅失したとき	80,000円	60,000円
2 住居および家財に前記と同程度の損害を受けたとき		
3 住居または家財の全部が焼失または滅失したとき		
4 住居または家財に前記と同程度の損害を受けたとき		
1 住居および家財の1/3以上が焼失または滅失したとき	60,000円	40,000円
2 住居および家財に前記と同程度の損害を受けたとき		
3 住居または家財の1/2以上が焼失または滅失したとき		
4 住居または家財に前記と同程度の損害を受けたとき		
1 住居または家財の1/3以上が焼失または滅失したとき	30,000円	20,000円
2 住居または家財に前記と同程度の損害を受けたとき		

表 2

浸 水 の 程 度	支 給 額	
	教弘保険加入5年以上教	教弘保険加入5年未満
床上 30センチメートル以上	30,000円	20,000円
床上 120センチメートル以上	60,000円	30,000円

災害見舞金申請書

年	月	日		
公益財団法人 日本教育公務員弘済会広島支部長 様				
ふりがな 教弘保険加入者氏名				
年			月	日生
下記のとおりにつき、別紙、罹災証明書を添えて災害見舞金の申請をします。				

教弘保険加入年月日	年	月	日	加入口数	口
-----------	---	---	---	------	---

請求事由(罹災年月日、原因、被害物件とその程度等)

加入者住所	〒	-	電話番号	-	-
-------	---	---	------	---	---

加入者所属名	
--------	--

所属長の署名捺印欄

上記の通り相違ありません。

年

月

日

所属

職名・氏名

職印

送金先	銀行・農協・信金 信組・その他	支店
口座番号	普通・当座 貯蓄	ふりがな 名義人

査定の結果、次の通り給付額を決定する。

金

円也

年

月

日

公益財団法人
日本教育公務員弘済会広島支部
支部長

印

罹災証明書の他に、状況写真、修理の請求・領収書等のコピーを添付ください。

個人情報の取扱について

- 公益財団法人日本教育公務員弘済会広島支部(以下、本支部という)は、適正に取得した個人情報を本支部の目的事業(奨学・研究助成・福祉・教育文化・共済)のために利用します。
- 本支部は、上記のうち、共済事業等に関する個人情報を株式会社広島教弘ならびに提携会社・団体と共同して利用することがあります。
- 本支部は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、目的事業以外に利用することはありません。
- 本支部の個人情報の取扱いについては、本支部個人情報保護管理規程に基づき取扱います。
不明な点は、事務局までお問い合わせください。